

パブリックコメント「習志野市第2次男女共同参画基本計画（改訂版）」いただいた御意見と市の考え方

平成29年3月31日 習志野市 協働経済部 男女共同参画センター

募集期間：平成29年2月15日～3月7日

NO	項目	頁	御意見の概要	市の考え方
1	基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持	48	禁煙と受動喫煙の危害防止施策は重要である。男性はもちろん女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙、受動喫煙から守ることを強調するべきである。 親や妊産婦・家族等が喫煙している場合は、禁煙を促す抜本的施策・啓発がより一層必要であるし、受動喫煙のある飲食店などに子どもたちを連れて行かない啓発や対処も望まれる。	本市では平成27年3月に策定した「健康なまち習志野計画（平成27年度～平成31年度）」において、喫煙並びに受動喫煙に関する正しい知識の普及と禁煙支援等に取り組んでおります。 特に母子保健活動におきましては、妊娠届出書の提出、訪問、健診等の際に、繰り返し禁煙指導を行っております。 このたびの第2次男女共同参画基本計画（改訂版）においては、健康なまち習志野計画で掲げる取り組みの方向性を包括的に明記しており、個別具体的な取組みは健康なまち習志野計画に基づいて推進しております。今後も引き続き、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができるよう、取り組んでまいります。
2	基本目標Ⅰ 人権の尊重	31	（課題2）女性と男性の間に生じる暴力（DV）の防止と対応 施策の方向③ DV被害者への生活再建に向けた支援事業 No. 22【新規】就労や再就職に関する情報の提供事業 No. 24 生活再建に関する相談、情報提供事業 No. 25 高齢者への自立支援、障がい者への自立支援 高齢者、障がい者に関しては、他の箇所でも取り組みが記されていましたが、生活困窮に関してはDV被害者だけでなく、対象を広げ、重点的に取り組むべき問題と考えます。 かねてから「貧困の女性化」が問題となり、近年では「子どもの貧困」の問題は親の貧困、とりわけ「ひとり親の貧困」が注目されているが、本計画案では非常にその観点が薄い。DV被害者のみへの取組みでよいのか、疑問です。しっかりと課題として記す必要がある。	本計画に定める基本目標Ⅰ（人権の尊重） 課題2の支援策は、DV防止法第2条の3第3項に基づくDV被害者に対する市町村推進計画として位置付けております。貧困や生活困窮の問題は、女性だけの問題ではなく、年齢やライフステージ、障がいや子どもの有無により、多様な施策分野にわたるため、本計画において「課題」と位置付けることは考えておりません。

※御意見等は一部要約させていただいております。また、同趣旨の御意見はまとめてあります。

NO	項目	頁	御意見の概要	市の考え方
3	基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持	48	(課題1) 性差に配慮した健康への推進施策の方向② 性差に配慮した医療・保健の促進 もっと踏み込んで、市内の医療機関と連携した取組を要望する。	市内医療機関、習志野市医師会・習志野市歯科医師会及び習志野市薬剤師会と連携し、施策の推進に努めてまいります。
4	基本目標Ⅴ 協働による効果的な施策の推進		市民と行政との連携、ないしは協働について掲げられているが、本計画案の作成過程でも、審議会だけでなく、より広く市民と協議、協働するプロセスを経て欲しかった。	市の基本的な施策等を決定するプロセスにおいて行われるパブリックコメントは、事前にその内容等を公表して、広く市民の皆様の御意見を求めるもので、パブリックコメントでいただいた御意見は重く受け止めているところです。 また、平成28年10月18日に開催した男女共同参画推進登録団体連絡会議においては、男女共同参画推進登録団体の皆様には、本計画の素案を配布して御意見を募ったところであり、いただいた御意見についてはパブリックコメント案の作成にも反映させていただいております。

※御意見等は一部要約させていただいております。また、同趣旨の御意見はまとめてあります。